第二百九号議案

職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年十二月一日

提出者　東京都知事　小　池　百　合　子

職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

職員の懲戒に関する条例（昭和二十六年東京都条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第十二条に」を「第十条に規定する扶養手当に相当する額、同条例第十一条の三に規定する住居手当に相当する額、同条例第十二条に」に改める。

附　則

この条例は、令和九年四月一日から施行する。

（提案理由）

非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例（令和八年東京都条例第　　号）の施行等に伴い、規定を整備する必要がある。